

第11章 労働安全衛生

職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成することを目的として、労働安全衛生法が定められています。

また、長時間労働等、業務上の過重負担による過労死の問題に対する社会的関心の高まりの中で、過労死等防止対策推進法が定められ、過労死予防のための対策が制度的に行われています。

1 事業者及び労働者の責務（労働安全衛生法3条、4条）

事業者は、労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければなりません。

一方、労働者も労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければなりません。

2 労働者の健康の保持増進のための措置

(1) 健康診断

(労働安全衛生法66条、労働安全衛生規則43条、44条)

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、医師による健康診断を行わなければなりません。また、常時使用する労働者については、1年以内ごとに1回の定期健康診断(特定業務従事者にかかる健康診断は年2回)、有害業務に従事する労働者には特殊健康診断を行わなければなりません。

健康診断結果の異常所見者については、医師等の意見を聞き、必要な場合は、当該労働者の実情を考慮したうえで就業場所の変更や労働時間の短縮等の措置を講じなければなりません。

(2) ストレスチェックの実施及び医師による面接指導

(労働安全衛生法66条の10)

労働者が50人以上(※)いる事業場では、毎年1回、ストレスチェック(医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査)を労働者に対し実施することが義務付けられています。

検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

※ 現在努力義務となっている50人未満の事業場においても、令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェック実施の義務化が公布後3年以内に施行されます。

(3) 長時間労働者への医師による面接指導

(労働安全衛生法66条の8, 66条の8の2, 66条の8の4)

事業者は、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間労働により疲労の蓄積した下記の労働者に対し、医師による面接指導を行わなければなりません。また、面接指導の結果、必要な場合には、労働者の実情を考慮した上で就業場所の変更や労働時間の短縮等の措置を講じなければなりません。

- ・ 月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる労働者のうち、面接指導を申し出た者(高度プロフェッショナル制度適用者を除く)
- ・ 研究開発業務従事者のうち、上記に加え、月100時間超の時間外・休日労働を行った者
- ・ 高度プロフェッショナル制度適用者のうち、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超え、その超過が月100時間超である者

(4) 受動喫煙の防止(健康増進法29条、33条)

健康増進法により、屋内は原則として禁煙です。屋内喫煙を認める場合、事業主は、喫煙専用室などを設置しなければなりません(一部施設では、経過措置として、喫煙可能な施設である旨を明示することにより、施設内で喫煙可能とされています)。

3 健康管理体制の整備

(労働安全衛生法10条～19条の3)

事業者は、労働者の健康管理のため、産業医、衛生管理者、衛生推進者等を選任し、健康管理に関する職務を適切に行わせる義務があります(常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場は努力義務)。

産業医を選任した事業者は、産業医に次の情報を提供しなければなりません。

- ・ 健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックに基づく面接指導実施後に講じた措置等の内容(措置を講じない場合は、その旨・その理由)
- ・ 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名・超過時間(高度プロフェッショナル制度対象労働者については、1週間当たり健康管理時間が40時間を超えた場合、その超過時間)
- ・ 産業医が労働者の健康管理等を行うため必要と認めるもの

4 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(労働安全衛生法20条～27条、62条)

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、労働者の健康、風紀及び生命を保持し、労働者の作業行動から生じる労働災害を防止するため、必要な措置を講じなければなりません。

また、中高年齢者等、就業に当たって特に配慮を必要とする者については、適正な配置を行うよう努めなければなりません。

5 職場における熱中症対策の強化について

(労働安全衛生規則612条の2)

熱中症を生ずるおそれのある作業(※)を行う際は、熱中症の重篤化を防止するため、以下の措置が事業者には義務付けられています。

- (1) 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための体制(連絡先や担

当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

(2) 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合、迅速かつ的確な判断ができるように

(ア) 作業からの離脱

(イ) 身体の冷却

(ウ) 必要に応じて医師の診察または処置を受けさせる

(エ) 事業場における緊急連絡網、緊急運送先(連絡先・所在地)等必要な措置の実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者について周知すること

※ 対象となるのは、「WBGT 値(暑さ指数)28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業」